

令和5年3月31日

## 無線局免許状等のスキャナ保存に係る制度改正のお知らせ

規制改革実施計画（令和4年6月）に基づき、書面の無線局免許状等をスキャナ読取り等によって保存することにより、書面の無線局免許状等の備付けに代えることができる制度改正を行いました。本制度の概要等は下記のとおりであり、令和5年4月1日から施行されます。

## 記

## 1. 制度改正の概要

スキャナ等により電子的に保存された無線局免許状及び登録状（以下「スキャナ保存免許状等」という）を、無線局に備付けたタブレット等により必要に応じ直ちに表示することで、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第38条に基づく免許状等の備付義務を満たすものとします。

なお、船舶局、無線航行移動局又は船舶地球局の免許状については、書面の無線局免許状の掲示義務が存在することから、スキャナ保存免許状等の対象には含まれていません。（この扱いについては、令和7年1月の総合無線局監理システムの更改によってデジタル免許状を導入する際に、改めて検討する予定です。）

## 2. スキャナ保存免許状等の備付けにおける留意点

## (1) 備付け場所・備付け方法

スキャナ保存免許状等の備付け場所は、書面による免許状等の備付け場所と同一です。また、備え付けたパソコン、タブレット等に必要に応じ直ちに表示できるようにする必要があります。

スキャナ保存免許状等を備付ける場合、所持している書面による免許状等は任意の場所に適切に保管願います※。

※書面による免許状等については、引き続き電波法（昭和25年法律第131号）第24条又は第27条の31に基づく返納義務が課されるとともに、紛失や破損等した場合は無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）第23条又は第25条の22の2に基づき再交付申請が必要になりますのでご注意ください。

スキャナ保存免許状等については、写しの扱いとなりますので返納義務等は課されませんが、適切に管理頂きますようお願いいたします。

## (2) スキャナ等による読み取りにおける注意点

スキャナやカメラ（スマートフォンのものを含めて）等による読み取りにおいて、スキャナ保存免許状等の記載事項が判読不能な状態のものについては、備付けとみなせない場合があります。読取り後は必ず記載事項が判読可能かご確認ください。

なお、読取りにおいては、次の要件を満たすことを目安としてください。

- ・スキャナの場合は 200dpi 以上の解像度で読取り、カメラの場合は 388 万画素以上で撮影※

※カメラ撮影による読取りの場合、光の反射にご注意下さい。また、撮影する距離によって解像度が変わるためご注意ください。

- ・白黒・グレースケール・カラーいずれも可

## 3. その他

改正省令及び改正告示は以下を参照下さい。

アドレス [https://www.soumu.go.jp/menu\\_hourei/s\\_shourei.html](https://www.soumu.go.jp/menu_hourei/s_shourei.html)